

## 令和6年度岐阜県環境影響評価審査会（第3回） 議事録（要約）

- 1 日時：令和6年11月11日（月） 9時30分～11時38分
- 2 場所：岐阜県庁 3階 301会議室
- 3 議題：六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：浅野委員、伊藤（恭博）委員、神谷委員、佐野委員、須山委員、竹中委員、中西委員、中村委員、林委員、肥後委員、廣岡委員、廣田委員、虫賀委員、山口委員、吉永委員、和田委員  
関係市担当者3名、県関係課等担当者17名、事務局7名、傍聴者15名
- 5 議事：事務局から岐阜県環境影響評価審査会意見書案について説明後、質疑応答を実施

---

### <審査会意見書（案）冒頭に関する審議>

事務局により資料1-1に基づき説明。

#### 【会長】

内容や、表現の仕方について何か質問、ご意見あればお願いいたします。

#### 【委員】

最後のパラグラフのところで「調査の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は」という表現ですが、低減できないとか、回避できるという判断というのは非常に難しいと思います。ですから、調査の結果からというふうに「評価された場合は」とか「判断された場合は」というふうにもう一言付け加えた方が良いのではと思いました。

#### 【会長】

判断基準が難しいところもございますので、そのように「低減できないと評価された場合には」など、そういった補足をする形を取りたいと思います。事務局から岐阜県環境影響評価技術指針について少し補足いただければと思います。

#### 【事務局】

岐阜県環境影響評価技術指針というものを策定していきまして、事業者は環境影響評価条例に基づいて調査、評価していく場合に、この環境影響評価技術指針に基づきまして、調査、予測、評価をしていくという位置づけになっております。

先ほどの調査等の実施手順を環境影響評価技術指針において定めておきまして、読み上げますと、地域環境の概況にかかる調査の結果、必要に応じ、環境の保全の観点から対象事業の内容を見直す、という規定になっております。

今回、方法書の概況調査において、下流域に水源があるとか、そういったようなことが方法書の中で明らかにされておりませんので、一部こういった概況調査の部分が十分ではないということで、技術指針において概況調査の結果、新たな環境要因になるようなものが見つかれば、そういったものを考慮して事業計画の見直しとか、そういうことをしていくということになっておりますので、今回追加をしております。

**【会長】**

この技術指針に基づいて、事業の内容の見直しということがここに明記されておりますということになります。

**【委員】**

今の評価という言葉のところですが、おそらくこの書き方は、ほかの環境影響評価でも使われている用語だというふうに、私は見て思ったのですが、ここに評価という言葉を追加する場合に、その最終判断をどこでするのかということは、想定しておかないといけないのではないかと思います。おそらく最終的には知事意見になってくると思うので、環境影響評価審査会の意見は参考にはされると思いますが、最終判断は県としては知事なのかなというふうに感じるので、その辺り手続き上のことも含めて、評価という言葉を使うかどうかというのは、再考というか、そういうことも踏まえて検討されるのもいいのかなと感じています。

**【会長】**

事務局の方で、説明いただけますか。

**【事務局】**

まず、準備書を作成する上で、このような調査をして、事業者が評価をして、準備書というものを作成するという部分でありますので、この評価というのは、まず事業者が評価をした上で準備書を作成していくことになります。その準備書に対して、また審査会のご意見を聞いて、知事意見というのを出していくという形になりますので、最終的な判断というのは、まずは事業者の評価を経た上で、その適否ということを判断していくというふうに考えております。

**【委員】**

今の説明ですと、審査会の意見書として「評価」とすることに対しては、手続上は特に大きな問題はないという認識でよろしいですか。

**【事務局】**

あくまで事業者に対して評価を求めるという考えでおります。

**【委員】**

今のご説明だと評価するのは、あくまでも事業者側であって、先ほどご意見をされた委員が、おそらくですが、審査会とか、こちらの環境影響を審査する側が評価するというようなイメージを持たれたのではないかなと、勝手に少し解釈したのですが、その辺り誤解がないようにした方が良いのではと思います

**【会長】**

基本的に、準備書の段階で事業者が評価した結果が、またこの審査会で審議されますので、あくまでここでの言葉の「評価」というのは、ご説明あったように事業者が評価してきたものです。それで自ら、色々回避できないので内容を見直したと、そういったことが出てきたら、さらにそこを我々が審査をするということになると思います。また、影響回避が本当にできているかとかいう判断については、また準備書の中で、この審査会で見ることになりますので、まず事業者の方で、色々検討し、その内容について、審査会として求めるという立場になるのではないのでしょうか。先ほどの委員の発言は、今の内容でよろしかったですか。審査会でも、事業者が評価したという話でよろしかったですか。

**【委員】**

「なお」の後の文言が、私は準備書というものが出来た後の話だと思ったので、次の環境影響評価審査会でこういうふうになります、という予告なのかと思いました。

**【会長】**

いえ、準備書の段階で検討してくださいということです。それを我々が十分であるかを審査することになります。それでよろしかったでしょうか。

**【委員】**

その前の段落で「調査、予測及び評価を適切に行うとともに」というところで、もうここで評価しなさいということは言っているので、事業者として回避・低減できないと判断した場合には見直しなさいというのは、当然の話だと思います。

**【会長】**

事業者側があくまで検討するというので、では先ほどの委員からご指摘のあった「評価された場合」としても、私は問題ないかなと思います。それはあくまで事業者側が、そういった低減、あるいは回避できないと、「判断」という言葉でもいいかもしれませんが、「評価された」というのでいいと思います。その前の段落で評価を適切に行うということに対して、しっかりとやりますと、その上で、こういった回避できないと評価した場合には、事業者はこういうふうにしますという、そういった流れなのかと思うので、ご指摘いただいた言葉を入れてもいいのかなというふうに考えています。

それでは、冒頭の部分につきましては、一応案という段階ではありますが、色々修正や変更はある可能性はありますが、とりあえず、今委員からご指摘の意見をいただいたことで、最後の段落で、「なお、調査の結果、重大な影響を回避十分に低減できないと評価された場合には」ということで、少しそこは、判断基準が非常に難しいということはあるので、事業者が自ら色々検討して、評価したということが出てきたら、そこに対して十分に、見直しを含めた、検討をするということを求めるというふうになります。少し修正を考えたいと思っております。それでは、冒頭については、このような形で原案に少し修正を加える可能性ということで進めていきたいと思っております。

それでは次に、総括的事項の整理について説明をお願いいたします。

**<総括的事項に関する審議>**

事務局により資料 1-1 に基づき説明。

**【委員】**

8 の調査地点については、色々議論があったと思います。事業実施区域及びその周辺という程度で事業者の方がおっしゃっておられましたが、これをもうちょっと強く書いた方が、それぞれの測定項目について影響が想定される地点というよりも、地域を想定して、その根拠を示すとともに、その観測地点の設置について説明してください、といったような、地域の選定をしっかりとしてください、というのが必要かと思いました。

**【会長】**

基本的に前回、前々回の中で事業者の方からの説明としては、その事業区域内で色々評価をしようという趣旨の発言が目立ったところがございますので、事業区域と、その周辺ということの強調は大事なことだろうと思います。周辺に隣接している別荘地もございませぬが、周辺についてしっかりと調査をすることは非常に大事なことだと思います。

その文言について、個別事項の中で少し強調される場所は、例えば 2 ページ目の個別事項の 2 の対象事業実施区域周辺という言葉があります。冒頭でも、その周辺というところ

ろをもう少し入れるかということだと思います。

**【委員】**

個別のところでもその周辺ということも非常に曖昧であると思っていて、水の移動や地下水ですと、もう少し広い範囲で影響するかもしれないというような意見もあったかと思えます。そうした時に、周辺をどう考えたかを明確にして取り組んでくださいということを、総括的なところで言った方が良いのではと思った次第です。

**【会長】**

8に具体的な時期、地点、地域という言葉を入れるということですか。地点及び地域を選定した理由としておいた方がいいですか。

**【委員】**

そうですね。

**【会長】**

具体的な時期、地点及び地域と入れましょうか。

**【委員】**

地域及び地点です。地域をまず入れてください。

**【会長】**

具体的な時期、地域、地点を明らかにして、その選定理由を示しなさいということでしょうか。そこに地域という言葉を入れさせていただくということで、文言についてはまた考えますが、具体的な時期のところに、地域、地点という形で入れるようにします。選定理由を、準備書の方で説明できるようにしておきなさいということになります。

**【委員】**

総括的事項の2ですが、2行目のところに「事業者の対策・姿勢を含め、地域住民等へ丁寧な説明を行うこと」という文章があるのですが、形式的なものになりかねないとか、地域住民の声をきちんと受け止めていただきたいという思いから、例えば地域住民等へ丁寧な説明を行うとともに、地域住民等からの意見に対しても真摯に回答すること、あるいは向き合うことというような、少し声を聞いてあげるということを、しっかりと入れた方が良いのではと思うのですが、どうでしょうか。

**【会長】**

これも審査会の中で、事業者として住民に対して説明する準備はあるという、そんな表現もあったかもしれないですが、住民とのコミュニケーションをしっかりと図るということは非常に大事なことでございますので、住民の声を聞くとか、住民の方に説明して、理解を求めるといった努力も必要でありますし、住民の声を聞いて、その対応をどう取り組むかなど、そういうこともして欲しいという話ですが、ただこのアセスの中で、そこをどこまで言えるかいうところは、なかなか少し悩ましいところもございます。

基本的にアセスの中の環境影響に対してどうかというところでございますので、住民の意見を反映するというぐらいに留めるぐらいはできるかもしれないですが、あまり住民と事業者のコミュニケーションに関してアセスの中で言いすぎると難しいのかなという印象はあります。

**【委員】**

わかりました。ちょっとそういうニュアンスを入れていただければという思いです。

**【会長】**

言葉として、少し今思いつかないので、少し考えさせてください。住民の意見を反映できるような、あるいは声を聞いて、そのようなことについてどういう表現がアセスとしてできるか考えさせていただきたいと思います。

**【委員】**

準備書と評価書の関係が少しよくわからないので、どういけばいいかわからないですが、予測の部分をしっかりやっていただきたいということで、文章で作ってきましたので、どこかに入れていただけたらと思います。まず、記録的短時間大雨情報を含めた警報級の降水、降雪時に埋立地及びその上流などにおいて、観測器および画像によるデータ収集、それから早急な検討体制を行って、危険へのより素早い対応を行えるように計画すること。要するに早く観測できるようにしてください、感知するようにしてください、そういうことを準備書の段階で入れていただけたらどうかと思います。それはもっと後の話なのかよくわかりませんが。まず1つ目、観測体制の充実を図るべきではないかということですが、いかがでしょうか。

**【会長】**

今の観測というのは、気象に対してですか。

**【委員】**

気象とか洪水だとか、地盤については後で少し話したいと思います。

**【会長】**

気象の状況に対して、例えばその斜面の問題や、洪水に関するリスクなど、そういったことを、という話ですね。そうすると個別事項の方でもいいのかという、全般的には先ほどの6のところ、気象、そこは集中豪雨というところだけになりますけれども、それでもいいと思うのですが、事業者の対策についてという言葉があります。この対策について、もう少し個別事項のところ、具体的に書いても言うのかなということで、後ほど個別事項のところでご発言いただきたいと思います。

**【委員】**

はい、個別で聞いて、必要であれば総括的なところで考えたいです。

**【会長】**

総括的事項については全般的なことを書きますので、少し曖昧なところも含まれてきますが、それに対して個別の方で詳細な意見を出すというところになるかと思いますが。では今の委員の発言については個別の方で改めてお伺いしたいと思います。

総括的事項については、誤字脱字も改めて確認はいたしますが、まず一つが8のところ、地域という言葉に少し強制的に入れるというところがございます。

それから2に関して、地域住民の意見の反映に関して、こちらについては少し考えさせていただいて、どのような形にするか検討してまいります。

それでは、これで総括的事項の確認は終わりにしたいと思います。

次は個別事項に入りますが、個別事項が14までございますので、分けて進めていきたいです。まずは、1の大気質・悪臭から、5の振動まで、こちら2ページほどになりますが説明をお願いいたします。

## ＜個別事項 1～5 に関する審議＞

事務局により資料 1-1 に基づき説明。

### 【会長】

個別事項の 1 から 5 について審議いただきます。

委員におかれましては、特にご自身の専門分野に基づいてご意見等をいただきたいと思います。

非常に重要なところといいますか、水利用に関しては特に方法書の段階で、明確な情報が出ていないというところもございますので、水利用の状況というのはしっかり調べていただくというのは非常に大事であるということです。それに対して水源として使っているものがありますので、それに対する影響というのを事前に予測する必要があるという、そこが一つのポイントになってくると思います。

長期的な事業ということ、これも重要ですので、長期的な間に色々な状況が変化する可能性というのを考えながら、予測していただくということが出てくるかと思います。

### 【委員】

少し専門ではないのですが、2 ページの水質・底質・地下水の (1) 水利用の状況について、少し法的な手続きというか、考え方にもなると思いますが、確認をしたくてご質問いたします。

この環境影響評価は、今回事業者によって方法書が提出された時点での状況に対して配慮していくという、そういう認識でよろしかったでしょうか。これは県の方に確認して、ご意見いただいた方がいいかとは思いますが、水利用の状況の時点と言いますか、いつからの時点のものを、アセスの対象とするのか少し確認したいのですが、いかがでしょうか。

### 【事務局】

調査を行った時点の、水利用の状況ということで、これから調査をしていきますので、これから調査をした結果、水利用状況を明らかにして、それを評価していくということになります。

### 【委員】

ということは、今後新たに追加されたりするという、そういう認識ですか。そういう箇所があれば新たに追加されていくということでしょうか。

### 【事務局】

方法書の段階で、明らかになっていなかった水利用の状況を、今後調査をしていくことによって、明らかになった状況に基づいて、評価をしていくということになります。

### 【委員】

わかりました。

法的にそういう解釈で間違いはないということですね。

### 【会長】

準備書の作成までに一年ぐらい調査を最低されるのでしょうか。

### 【事務局】

ほかの項目もありますので、季節的な状況も見ていく必要があるので、長期にわたる調査ということになってくると思います。

**【会長】**

準備書の提出までの間という、そういったところになるということで、確認したいと思います。

**【委員】**

2の(4)について、排水基準が適用されない化学物質についても最新の知見を収集し、その動向を踏まえて調査等を行うこと、ということで、確か委員のどなたかがPFASのことをおっしゃったような記憶があるのですが、実際にPFASは、この事業の間に、いくつか規制が新たに設けられるのではないかとというふうに予測されます。そういった場合に、実際に県の方ではどういうふうに対応するかということをし少し教えていただきたいです。発言の意図は、それがこの文章で、どこまで反映されるのか、そういう文章にしないといけないのではないかなという、そういう意見です。

**【会長】**

今の話はPFASを明記した方がいいという、そういった表現ですか。

**【委員】**

今、PFASはまだ基準が適用されていないので。

**【会長】**

まだですね。今後そういった基準が出来たときということでしょうか。

**【委員】**

そうです。おそらく今リスク評価について、内閣府の食品安全委員会で評価書など出ていますし、おそらくこの事業の間に、どんどんPFASに関する規制が変わっていくと予測されますので、そういうことに対しても、この文面でそれに対応できるような文章にした方がいいのではないかとというふうに思いました。

**【事務局】**

まず、排水基準が適用される物質については、当然、調査、予測、評価をしていく形になります。

ご指摘のPFASの部分につきましては、現行は排水基準が設定されている物質ではございませんが、そういったものについても最新の知見を収集して、特に将来、排水基準への移行が考えられる物質については、注意深く見ていくという必要があるということで、この文章の方を作成しております。この文章、この文言で対応できると考えております。

**【委員】**

少し私が懸念したのは、要するにこの書類を作っているときに適用された場合には、必ず反映するというふうなことが含まれているという理解でいいですか。

**【事務局】**

事務局の方から補足させていただきます。排水について、何らかの規制が設けられた場合には、規制の適用のタイミングもございしますが、それは当然、遵守していただくということになります。それはアセスで書いていなくても、当然そうなります。今回、2の個別事項にもございしますが、Iの総括的事項の1のところでも、全体的に書かせていただいています。1ページのところでございしますが、法令等の規制基準の順守はもとよりということ、当然法令の基準になった、既になっているもの、それから今後なったものについては、規制基準を遵守していただくというのは、これはもう当然のことであるという上

で、さらに色々な周辺の状況も踏まえまして、それ以外のものにつきましても可能な範囲で最大限の環境負荷の低減に取り組んでいただきたいということでございますので、当然、今後、規制基準になったものはもちろんでございますが、今色々有害性について議論がされている物質についても、そういった影響の低減に関するような情報は収集していただいて、事業者として可能なことはしっかりやっていただきたいというような趣旨で、少し広めに取れるように、我々としては文言を整理させていただいたつもりでございます。

#### 【委員】

それで全部カバーできるというように私も理解できましたが、事業者の方にも、突然法律が変わったから、ちょっと対応できないみたいなことがないようにしてください、という意味が含まれているということ、再度認識していただければというふうに感じました。

#### 【事務局】

先ほどの委員の法的な縛りはありますかという、水利用の調査の時点のお話の件で、岐阜県環境影響評価条例に基づきまして少し説明を補足したいと思います。岐阜県環境影響評価条例につきましては、今委員の皆様方に審査いただいております方法書の手続き、さらにそこから準備書への手続きということで、条例の第12条になりますが、現に方法書の手続きを行っております、まさに審査会意見を受けて、知事意見を発出するというタイミングになっております。

事業者は、第12条に基づいて、知事意見書の送付を受けた時は、その意見を踏まえて方法書に記載された事項に検討を加えるとともに、必要な修正を行った上で、実施しようとする対象事業にかかる調査等を行わなければならないということとなっております。

ということで、今回、審査会意見を受けて、この後、知事意見を事業者に提出するわけですが、そういったところで現況の調査がしっかり出来ていない、水利用の調査をしっかりしていただきたいという趣旨の意見をいただいて知事意見を提出しますので、事業者はここで初めて調査を行うということになりますので、先ほど法的に何か時点の縛りはございますか、というご質問でございますが、事業者はこの第12条に基づいて意見を反映した形で調査を行うということになっていることを補足させていただきます。

#### 【会長】

よろしかったですか。

#### 【委員】

理解しました。

#### 【会長】

排水基準のところについては、これはご説明いただいた通りでよろしいかと思えます。個別事項1から5になりますが、いかがでしょうか。このような意見も入れるべきかどうか、そういったことを追加いただいて構いませんが、よろしいでしょうか。

それでは特にご意見が無いようですので、個別事項の1から5については、排水基準など、色々ご意見ございましたが、また適宜、こちらの方で文言については必要に応じて修正する予定にしたいと思えますが、基本的には今ここに記載されている文言でいきたいというふうに思っておりますが、よろしかったでしょうか。

それでは、次は個別事項、6の地盤から9の地形・地質までになります。

#### <個別事項6～9に関する審議>

事務局により資料1-1に基づき説明。



## 【会長】

ご意見、ご質問いかがでしょうか。

## 【委員】

先ほどの話で、データの収集等について、ほとんど記載がないので、要するに観測をしっかりとってくださいというような文言を、機器の設置をして、それを受けてどのように判断し、公表していくかといった部分を入れていただけたらなというふうに思います。

それから、これもどこの段階で、事業者を考えさせるかというのは、悩むところもありますが、実際に予測したより大きな現象が起こることがしばしばあるので、例えば、地震動や線状降水帯などにより、土石流あるいは深層崩壊などが起こって、堰堤が崩壊した場合、あるいは土砂の越堤が発生した場合の影響予測図を作る必要があるのではないかと。そしてそれを地域住民とか自治体へ公表していく、あるいはもし万が一の場合は緊急に連絡する、早急に連絡する体制を作る、あるいは避難計画、そういったものをしっかりと作るということが必要ではないでしょうか。しかもそれは工事の第一期、第二期、第三期あるいは工事終了後において、全部違ってくると思うので、それらをやはり明確にしていく必要があります。万が一、例えば、地震動で堰堤が壊れたらこうなるという予測があります、私たちはこう考えていますというのを示してもらうのが必要ではないかなと考えますが、そういったものを業者にここで考えさせることは可能でしょうか。

## 【会長】

1つ目のご指摘は気象観測ですね。気象観測について、この地域の特異性というか、寒冷地であったり、最近では降雨量も多くなっていたり、そういった問題を考えて、この地域の気象をしっかりと観測をしておいて、それに基づいて色々評価をしてくださいというそういった意味合いですか。

それで2つ目が、いわゆる被害想定をするような、そういった豪雨とか、地震によって盛土等の崩壊が起こる可能性について言及して、起きた場合にどういった被害が予測されるか、そういったことについても予測するべきではないかということですか。この2点ですが、これについてご意見ありますでしょうか。基本的に気象については色々評価する中でどうするか、ここの場所の観測をするか、既存の気象庁の観測網とか、レーダー雨量など色々ありますし、既存の観測データをしっかりと使うというふうにするのか、今のようここでしっかりと測ってくださいという、それを前提にした評価をなささいというのか、ただ一年間ぐらいの観測になりますから、そこでここの地域がどうだということを、もちろん既存のデータと合わせて、この一年間、最近一年はどうであったかも含めて考えるというのはできるとは思いますが。まずはそここのところ、観測というところを、そこをやるかどうか、事業者側としても、ここの意見の中で地元の気象状況をしっかりと観測なささいというところですか。ただ総括的事項の5に、それらしいことも書いてあります。「事業区域やその周辺における気象状況を現地調査により詳細に把握」とありますから、ここで言っていることを、さらにもう少し細かく項目を挙げて言うというところですか。

## 【委員】

言葉が足りなかったのですが、工事が進んだ後に、こういった観測機器を置いて、観測できるような体制を作ってくださいという、そういう意味です。だから、実際に工事をやった時に雨が大量に降った時、それを六所の観測所のデータで判断するのではなくて、即自分たちで判断できるような体制を作ることが必要ではないか。それを、どの段階で入れていただくかというのはわからないですが、やはり自分たちでデータをできるだけ早めに取り上げて、どの程度危険が来ているか、来ていないか、そういう判断をしていたら、広報していただくということが必要ではないかと考えたので申し上げましたが、ただそれをこの段階で入れるかどうかはわかりません。

### 【会長】

今は影響予測なので、むしろモニタリングをしっかりとしてくださいとなると準備書の後、評価書から、事後調査に入っていくので、モニタリング体制について次の段階で指摘して、今後こういった色々な災害を把握といいますか、災害について監視をしていくということで、いわゆる雨量計をつけて、雨量がどれぐらいであったら、どんなリスクが出るか、モニタリング計画を立ててくださいというところでしょうか。先ほどの水質も含めて、色々なところのモニタリング計画を立てなければいけないので、その中に盛り込むということでもよろしいでしょうか。方法書の段階というよりも、今後のモニタリング計画を出す段階のところ、そういった気象について現地でしっかり観測して、色々な災害に備える体制を整えてほしいという、今回盛り込むというよりも、次の段階での盛り込むような形でよろしいですか。

### 【委員】

評価書の段階で入れていくという形になるのか、先ほど言いましたが、段階がよくわからなかったので、発言しました。

### 【事務局】

総括的事項で会長からご発言のありました2ページの5について、「本事業の施設、工作物にかかる事業者の対策について、準備書において明らかにすること」といった文言と、それから4ページの活断層の部分では、地盤の6の(2)で、「それに対する対策について十分検討し、準備書において明らかにすること」と示しておりますので、準備書の方できちんと明らかにしていただくことを考えており、その段階で内容を確認していくものと考えています。

### 【委員】

気になるのは、事業者は上限を自分たちで設定して、良しとするので、上限を超えた場合にどうするのかという設定がありません。万が一は絶対に起こりますので、ゼロリスクという捉え方でなくて、上限を超えた時にどうなるかということも十分に検討する必要があるのではないかと、特にこの地域では、上限を超えることがあるのかなと考えましたので申し上げました。

### 【会長】

例えば降雨量の問題では、今まで経験した雨量よりも、これから先はこれぐらいの可能性を含めて評価しなさいということですか。

### 【委員】

難しいでしょうか。

### 【会長】

評価はできると思いますが、降雨量の設定の考え方が難しいと思います。モデル的に降雨量はこうなるだろうという予測はできたとしてもこの地域でどうなるかという局地的な豪雨をどう捉えるかというのは非常に難しさが出てくると思います。例えば時間雨量50ミリ、80ミリ、100ミリ、百数十ミリと想定できないことはないですが、根拠が難しいと思います。そうすると既存の設計など様々な基準と照らしてまずはやった上で、ただ想定外というのを想定外としないようにしなさいというのを、どのタイミングで相手に伝えるかというのは、モニタリングの中でそういう事柄は強く言えるのではないかと思います。

## 【事務局】

補足させていただきます。委員から頂いたご意見は、これまでの想定を超えるような地震や降雨などの状況もしっかりと事前予測し、その上でコミュニケーションを図るべきではないかといった趣旨のものと理解しています。

今の案でリスクに対して不十分ということであれば対応を考えていきたいと思いますが、2ページの統括的事項6では、近年頻発・激甚化している集中豪雨について、対策というところで、一般的な記載でございますが、こうした集中豪雨による影響に対して、施設や工作物の対策としており、対策というところで豪雨による土砂崩れが発生し得るのであれば、対策について準備書で明らかにすると、総括的事項ですので全体に係るような書き方をしています、それが1点です。

それから、個別事項の中で言いますと、3ページ、2の(2)で、例えば、水利用の部分で万が一遮水シートの破損ですとか、洪水調整池等々の容量不足、その他想定されるリスクというものに対して、影響を回避、低減する取り組みについて十分に検討をして明らかにすることということ、しっかりリスク想定した上で、それを低減する取り組みについて検討していただきたいということを書いています。

土壌の3の(2)にも再掲ということ、土壌を含めてということを書いています。

それから、地盤の6の(2)では、地震が発生した場合の影響とそれに対する対策について十分に検討するということ。(3)で、土砂災害警戒区域ですので、土砂災害が実際に発生した時における周辺地域に及ぼす影響を十分検討して明らかにすること。それから

(5)で、先ほどの浸出水と関連しますが、想定を超えるような浸出水が発生した場合の堰堤の安定性について検討するということ、バラバラと分散していますが、会長がおっしゃるように、どこまで、どれ以上というのは難しいですが、何かそういった事故というか、最初の想定を超えるような状態が起きた時についても想定をしてくださいということ、を案としては書いています。これでまた不十分な点があるかということ、を議論いただければと思います。

## 【委員】

事業者の方が、県の方が説明されたように受け取って準備書に入れてくれればよいですが、その辺りがちょっと定かでないところがあって申し上げたところもあります。確かになかなか難しいところがあります。ただ、最初に言った、予測図みたいなものの作成を検討させるようなニュアンスで書いていただけたらとは思いますが。

## 【会長】

5ページの6の(3)に関わるところでよいですか。もう少し具体的にハザードマップのようなものを作らせるといった意見ですか。

## 【委員】

はい。

## 【会長】

皆さんもいかがですか。そのようなもう少し踏み込んだ、このようなもし土砂災害というか、何か崩壊するような事例があれば、どこまでどういうふうに影響するかということ、もう少し住民向けの情報として整理しておきなさいというようなご意見だと思います。もし強調するとすれば、事例として括弧書きぐらいの表現にはなるとは思いますが、被害想定マップのようなものですが、それも精度的な問題というか、逆にそういったマップを作ると誤解が生じるケースもありますし、予測精度みたいなところに入り込んでしまうのかなという印象はあります。

もちろん、土砂災害が発生した場合には、どういう影響が出るかというのは評価することになっていきますので、それでまずは対応できるのかなと思います。あまりマップ化するという点については誤解が生じる可能性があると思います。

何か事務局からありますか。

#### 【事務局】

事務局です。会長がおっしゃるようにどの段階でというところがあると思います。予測図につきまして、今回方法書の段階で意見を申し上げ、それについて準備書の段階で予測を行い、その結果どうだということでも準備書で示された時に、先生方のご意見として、やはりここは予測図がいるという話になるかもしれませんが、いつの段階というのは検討の余地があると事務局としては考えています。

#### 【会長】

将来的にそういったことも検討いただく予定だということで、準備書で出てきた内容に基づいてまた審議をして、住民に説明すべきだという意見が出れば、またそこで検討いただくということにしたいと思います。

先ほどの観測についてはモニタリング計画でしっかり丁寧に盛り込んでいくような形になると思います。

#### 【委員】

5 ページの8 温室効果ガスに関する記載のところですが、(1) で二酸化炭素の吸収量が減少した場合はどのように補填するのかというような記載があるのですが、この「補填」という言葉から少し私がイメージしたのは、吸収量の減少を補うような、なにか別の措置を考慮することというふうに理解をしたのですが、この理解は正しいでしょうか。

#### 【会長】

このご意見をいただいた委員、いかがですか。

#### 【委員】

具体的に何をやるかということよりも、この環境問題、環境情勢でネットゼロ、正味ゼロにするというようなところで、なんらかそのまた植生を回復するというところで、CO<sub>2</sub>の吸収量をまた回復するということはあるのですが、それまでになんらかこの事業で吸収を促進するような配慮ができるかどうかということですが、準備書でそこまで求められるのは必要かどうかわからないのですが、事業者をお願いしたいことではあります。

#### 【委員】

基本的には事業が行われた場合には伐採があり、その伐採によって、単純に計算すると二酸化炭素の吸収量は抑制されるという結果が出るのは当然だと思います。このアセスでは、おそらくそれを最小限に抑えるように配慮するということは当然のように求めることはできると思いますが、失われた分を、何か別のことで補填しなさいということは、アセスでは少し求めにくいのではと考えます。ですから、この補填をするという言葉の意味がもし後者のようになり強硬なイメージを持っておられるのであれば、本当に適切な文言かということが気になりましたので、確認をいたしました。

#### 【会長】

減った分をどういうふうに具体化するのかは、なかなか難しいのですが、補填するというところまでについて求めるのは少し難しいですか。

**【委員】**

はい。準備書では難しいかなと私も思います。ただ、事業者にはやはりそこまで、将来的にも考えてほしいなという気持ちはあります。

**【会長】**

少し弱めというか、減少した場合は、今後どのように補填するのか、その方向性の検討をなさいぐらいで、少し弱めに表現をするのかなということでしょうか。

**【委員】**

はい、あとの植物のところ 11にもあるのですが、植生回復というのがまた今後あるとすれば、その何年後には回復しますといった、そういうことでもいいかなと思いますが。

**【会長】**

だからここでは少し弱めな表現に変えるというぐらいでよろしいですか。

**【委員】**

はい。

**【会長】**

ですから、あまり補填しなさい、仕組み作りしなさい、みたいに捉えられない、少し弱めの表現に変えるというぐらいでしょうか。先ほどのように補填するための方法を検討するぐらいの言葉に変えるということで、少し検討してみたいと思います。

**【委員】**

最終処分場ですので、非常に指摘しにくいところだとは思いますが、ゴミの量を減らす努力を、リユース、リサイクル等も含めて最終処分に回す必要のあるゴミを減らす努力を、この前段階でしていただきたいということを書くのは可能でしょうか。

**【会長】**

処分場に入らごみということですか。

**【委員】**

そうです。最終処分場ですので、受け入れるだけでどうしようもないのかもしれませんが、例えば焼却施設であれば、高効率の排熱発電で二酸化炭素の実質的な排出量を減らすことは当然のように要求されます。最終処分場では、ゴミ量を減らし、この処分場の寿命を延ばすことができれば、最終的に社会に対する温室効果ガスを減らすことができます。直接的ではありませんが、もしアセスでそういう指摘が可能であれば、ゴミを持ってくる前段で働きかけをすること、というようなことが書けるといいと思います。

**【会長】**

なかなか少し難しいご意見だと思います。持ち込まれる分については、おそらくここでもなかなか議論するところではないかもしれませんが、もちろん水質など色々なところで、本来持ち込んではいけないものを持ち込むリスクとか、そういった問題についてはありますが、廃棄物の処分する量をできるだけ減らして、長期的にもう少しゆっくりとこの中を入れてもらうという、そんなことで、もう少し広い範囲の影響の低減につながるのではないかと、そのような意見であると理解しましたが、おそらくこのアセスの中でそこを求めるのは非常に難しいのではないかと感じはしております。

だから、それをどこかで言えるタイミングというのは少しどうなるかですが、本来持ち

込んではいけないものが持ち込まれるリスクの評価というのが、今後出てきますので、そういった中で、量をコントロールするようなことが、どういう意味があるかなど、そういったところを、もう少し具体化して、今後の準備書の段階、あるいはその次の段階で、そういったところを少しご意見として、また事業者の方にお伝えするような、そういった形はできるかもしれませんが、今回の方法書の意見の中で、少し盛り込むことは難しいかという感じはしております。よろしいですか。

**【委員】**

分かりました。また機会があるときに長期的な利用計画と、先ほどご意見もありました埋め立て完了後のその後の森林の復帰というところまで含めてコメントできればと思います。本日は結構です。

**【会長】**

また事業者が同席された時に直接お伝えできる機会もあろうかと思っておりますので、また、そういう時にご意見いただければと思います。

**【委員】**

今の委員の意見に賛同します。今回、この事業については、環境とか社会にとってはプラスの面も多分にあると私は感じていて、長期的に施設が使えることで、そのゴミの埋め立てる量が減れば、それはCO2の、温室効果ガスを抑制するというポジティブな方向にもつながりますので、むしろそういった長期的に利用する工夫をすることによって、温室効果ガスのマイナスの影響を抑制するという、そういう評価もできると思っておりますので、そのあたりはゴミの量を減らすということも踏まえて、総合的に評価をしてもらうということも、一つのアイデアなのかなというふうに思います。

**【会長】**

なかなか難しい質問になってまいりましたが。

**【委員】**

ですので、この意見の中に入れる必要はないと思います。

**【会長】**

はい、わかりました。考え方として事業者のお伝えするところという形でよろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【会長】**

処分場としての機能を長期化させるということでのメリットという話ですが、また今後ご意見をいただけたらと思います。

それでは色々ご意見いただいて、修正する箇所としては、温室効果ガスのところの「補填」という表現のところを少し弱めな表現で、今後そういった方針と言いますが、色々検討するために考えてくださいという、それぐらいの趣旨にするというところで修正をしたいと思います。

それから気象など、その他色々な斜面の土砂災害や地震による災害など、色々なリスクの問題に関しては、今後のモニタリング計画の中で、しっかりと盛り込んでいくという形

で、要は共用後に、事業がもし仮にスタートした場合に、どういうふうなリスクがずっと続くのか、そこについて事業者はどう向き合っているかという話になるかと思うのですが、モニタリング計画のところで、丁寧な議論ができればと思っております。

それからゴミの削減、その処分場の長期的な利用に関してのメリットなど、もちろんデメリットもあるかもしれませんが、その点についてはまた今後、色々な事業者と審議するところで、意見として出していただければと思っております。6から9については、CO2の補填の部分について少し修正させていただきたいと思っております。

それでは続いて個別事項の10の動物から14の景観について説明をお願いします。

### <個別事項10～14に関する審議>

事務局により資料1-1、1-3に基づき説明。

#### 【会長】

ご意見、ご質問よろしく申し上げます。

追加で資料の1-3で、アジメドジョウ云々とありますが、小椋委員のご意見で、これも非常に重要なことであるということで、一番右側に審査会の事務局案ということで資料1-1にはまだ記載してございませんが、これを盛り込んでいくことが重要ではないかということです。まず、資料1-3の件について、何かご意見がございましたらお願いします。資料1-3の件につきましては、特にご意見は無いようですが、小椋委員のご指摘もありますので、これを審査会の意見として盛り込みたいと思っております。

それでは、個別事項10から14の全体についてですが、ご意見がございましたらお願いいたします。

#### 【委員】

動物の10の(2)ですが、事業実施区域にフェンスを作った後に動物への影響が出るのではないかという意見ですが、そもそもフェンスをいつ作るかによって、例えば、伐採が先であれば、そこに居た動物が周辺に出ていくということも考えられますし、それをどのように考えて、このような表現にするかということです。それから、周辺に生息する動物への影響が生じる可能性だけではなくて、周辺の地域住民にも影響が出ると思っております。それも含めて、ここの書き方を検討していただきたいと思っております。

#### 【会長】

まずは、その囲いを作る時期、タイミングと言いますか、色々事業が進む中での囲いの作り方について、それから、動物による住民の生活への影響ということ。その文言が入るべきだということによろしいですか。

#### 【委員】

はい、そうです。

#### 【委員】

これは、私が発言した意見に対してだと思っておりますが、樹木がある状況でフェンスをした場合に動物が閉じ込められてしまうということを想定して発言をしました。事業が実施され、工事が開始されれば、当然動物は外に出ていくと思っております。そのような意味では閉じ込められる影響は少ないと思っております。このあたりは、時間の前後感覚がわかりませんでしたので質問しました。ただし、事業者の回答では、全てを覆う必要はないかもしれないという考えがありましたので、閉じ込められる影響は、あまり想定しなくても良いと考えておりました。

それと、フェンシングすることによるフェンス外の住民に対する影響については、こ

れは予想するのは難しいのではないかと思います。フェンスすることによる色々な影響考慮して対策を検討して準備書で記載するという程度のことは可能かなと思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。どのような文言にすべきか検討する必要はありますがどうでしょうか。今のお話で、伐採後であれば、動物への影響はあまり考えなくても良いであろうということですか。ただ、進捗に合わせてということで、懸念があれば、工事計画というのは、樹木の伐採計画、工事の進捗と、色々な動物への配慮というものを少し強調するのか。そのあたりの表現の仕方を考えるということでしょうか。

フェンスをしても特に問題無いということであれば、その表現は必要ないかなと思いますが、記載した方がよろしいですか。

#### 【委員】

法的に人が立ち入らないようにしなければならないという必要性があり、全部囲うことになっていたと思いますが、人が入って来ることがあまり無い所に関しては、動物が行き来できるような通路というか、逃げ道も作れるかもしれないとのご発言でした。これは、おそらく事業が実際に進んだ時に検討できる事だと思いますので、ここでなくても良いかなとは思っています。ただ、地域住民に関しての影響というのは、動物の行動をそこまで想定して対策を取るの難しいと思います。明確なお答えができませんが。

#### 【委員】

私が気になりましたのは、森林伐採により、そこに生息していた動物が周辺地域に行くと、地域住民が農業を営む場があったりすると影響が出るのではないかとというニュアンスでお話しした次第です。ですので、フェンスがいつ作られるか、どのように作られるかということが未定ですので、対象地域における森林伐採、囲い、側溝により周辺に生息する動物や地域住民に影響する可能性が想定されると、非常に大きくした上で、しっかりと動物への影響を調査してくださいという表現が良いかと思います。色々な影響を受けて動物の行動範囲が変わることを考えてくださいということかなと思います。

#### 【会長】

色々状況が変わり、動物への影響、動物の移動に伴う住民の生活への影響といった点ということで、フェンスに限らず、樹木の伐採を含めて、生息動物への影響、それから、その周辺住民への影響という言葉の少し盛り込む形で文章を考えてみたいと思います。

少し修正させていただきます。基本的な動物への影響、それによる生活、住民への影響と、そのために動物についてはしっかり調査をしますということで、こうした点について少し表現を検討したいと思います。

#### 【委員】

景観について14の(3)ですが、私が意見した部分を取り上げていただいています。

準備書として、「周辺地域の景観への調和について十分に配慮を行うこと」という表現が適切かどうかです。「景観の調和について配慮したことを示してください」、「示すこと」など、準備書なのでこのような表現を一度ご検討ください。

#### 【会長】

景観の14の(3)についてですが、「十分に配慮を行うこと」をもう少し表現を変えるということですね。いかがでしょうか。

#### 【委員】



準備書なので、しなさい、というわけではありませんが。

**【会長】**

景観への影響がどうかということの評価してくださいということですか。

**【委員】**

そうです。

**【会長】**

運行車両についても、景観への影響について、「調和」という表現をどのように使うかということでしょうか、景観への影響について、「示すこと」などはっきりさせることですか。配慮すること、はどちらかと言えば、何か影響あった場合、更に対策を行うという話に変わってくると思いますので、(3)の周辺地域の景観への影響について示すこと、影響について評価することという表現で良いでしょうか。

**【委員】**

一度ご検討いただけたらと思います。

**【会長】**

難しいのは、最近は環境配慮型の工事車両もありますので、その辺は調和という言葉で良いのかもしれませんが、基本的な事は多分やられると思いますが、評価をした上で、どのような対策を取るかということを示記してもらおうということでしょうかと思います。

14の(3)については、最後の部分を修正する方向で行きたいと思います。

**【委員】**

動物の件で、特に10の(1)、(3)、(4)について、評価するとありますが、予測及び評価ということで、この評価の内容について、少し疑問がありますのでお尋ねします。

この事業により個体数の減少、樹木の減少など、影響は必ずあると思われます。それに対する代替措置とか、影響を回避する又は少なくするという方法を示すようにということを示すことは可能なのでしょうか。これは、次の段階で行うものですか。

**【会長】**

少なからず影響もあるので、それをいかに低減するか、その低減する方法について示してほしいということですが、対策を示すという言葉を入れるかどうか、その辺りをどうしたら良いですか。事務局からありますか。

**【事務局】**

意見書案の冒頭の部分の、事業者においては、以下の事項について十分検討した上で、環境影響評価の手續において、調査予測及び評価を適切に行うとともに、準備書に反映されたいということになっています。

その上で、評価を行った上で影響が回避、低減できない場合は、事業計画の見直しを検討するという事なろうかと思えます。

**【委員】**

回避する方法、低減する方法を、この段階で示すように、というようなことは可能なのでしょうか。

**【事務局】**

環境影響評価において、調査、予測、評価と言葉だけだと、この3点しかないように思われますが、先ほどもご説明しました、岐阜県環境影響評価技術指針の中において、アセスの一般的な流れとして、調査を行い、予測して、その予測に対して、環境保全措置を検討して、環境保全措置の検討の結果、この事業が周りの環境にどのような影響を及ぼすか評価を行うという手順になっています。

調査、予測、評価の中には、委員ご指摘の通り、回避や低減といった検討も盛り込まれて準備書が作られるという流れになります。今後、準備書において事業者がこのような調査を行った段階で、委員が指摘されたような、これはまだ回避ができていない、十分でないなどのご意見をいただく機会が準備書の段階にあると考えます。

#### 【委員】

準備書の段階でこれらの影響があるという評価は事業者が行うわけですが、準備書が出た場合について、こちらの方からまた提言するという点でよろしいですか。

#### 【事務局】

その通りです。

#### 【委員】

了解しました。

#### 【委員】

言葉の修正ですが、触れ合い活動の場 12 の (2) で「利用者の年代等」となっていますが、これ「年齢層」ではないですか。

#### 【会長】

年齢層がいいと思いますので修正します。

個別事項 10 から 14 について、先ほどのアジメドジョウの件については意見に新たに含めるということで了解を得たと思います。

それから、動物のところ、10 の (2) についてはフェンスもありますけれども事業の実施にあたって、動物への影響、それによる住民への影響ということで、少し表現を修正したいと思います。

それから動物の件については、評価ということで保全措置の内容については準備書の段階で審議の機会があることを確認いただいております。

触れ合いの場については、語句の修正をさせていただきます。景観について 14 の (3) 運行車両の件についても、表現の修正をさせていただくことにいたします。

以上、修正を踏まえて 10 から 14 については了解いただいたというふうになりますが、よろしいでしょうか。何か追加であればお願いしますがよろしいでしょうか。

以上で資料 1-1 についての審議が終わりまして、いくつか修正させていただきますが、概ねこちらについて了解が得られたものと理解しております。

審査会の意見案については、今日いただいた意見で、また私と事務局で相談しながら、文章を作成しまして、皆様にまた見ていただく機会を作りたいと思います。

なお、審査会意見書については今週中を目途に岐阜県知事宛てに提出する予定になりますので、修正版については、また皆様に早めに共有するようにいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、全体通じて何かご意見とかございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは特にございませんので、本日の議題は以上とさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。